

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	予防接種に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

海老名市は、予防接種事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

全職員が毎年セキュリティ研修を受講している。

評価実施機関名

神奈川県海老名市長

公表日

令和8年3月24日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

3. 特定個人情報ファイル名	
健康管理ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	<p>○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表の第14項</p> <p>○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年総務省令第5号)第10条及び第67条の2</p>
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>《情報照会ができる根拠法令》 番号法律第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25の項</p> <p>《情報提供ができる根拠法令》 番号法律第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25、26の項</p>
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部健康推進課健康推進係、こども育成課こども健康係、地域包括ケア推進課高齢者生きがい係
②所属長の役職名	健康推進課長、こども育成課長、地域包括ケア推進課長
7. 他の評価実施機関	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
健康管理ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	予防接種法に規定する予防接種対象者の数
その必要性	予防接種法に基づき定期予防接種を行うにあたり、予防接種を受けた本人を管理する必要がある。
④記録される項目	[50項目以上100項目未満] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="radio"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="radio"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="radio"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="radio"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	<p>個人番号: 対象者を正確に特定するため、また、検診等結果の記録及び台帳管理等をするため保有する。その他識別情報(内部番号): 当市において、個人を識別するために独自の識別番号(宛名番号)を保有する。</p> <p>4情報: 健康増進法に基づく各事業を行う上で、対象者であることを確認するため保有する。</p> <p>その他住民関係情報: 転出入等の異動データを確認するために保有する。健康・医療関係情報: 検診等結果の記録の適正な管理を図るため保有する。</p>
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	2020/10/01
⑥事務担当部署	保健福祉部健康推進課健康推進係

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input checked="" type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (窓口サービス課、市民税課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 () <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 ()	
②入手方法	<input checked="" type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 <input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ()	
③使用目的 ※	予防接種記録の管理を行う。未接種者に対する接種勧奨を実施する。	
④使用の主体	使用部署	保健福祉部こども育成課こども健康係、健康推進課健康推進係
	使用者数	<input type="checkbox"/> 50人以上100人未満 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
⑤使用方法	<p>1. 予防接種の実施に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民であって政令で定める者に対し、期日・期間を指定して予防接種を行わなければならないこととなり、その実施に係る事務 ・住民が接種した予防接種に関する情報から予防接種記録管理業務を行う。 <p>2. 健康被害の救済に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期的予防接種又は臨時的予防接種を受けたことにより疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合に、健康被害救済の給付を行うこととされており、支給を受ける者が請求する際の手続 ・住民が接種した予防接種により健康被害を受けたことに関する情報から予防接種健康被害救済業務を行う。 	
	情報の突合	氏名、生年月日、性別、住所等複数情報により突合し、本人確認を行う。
⑥使用開始日	令和2年10月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (1) 件	
委託事項1	健康管理システムの開発・保守・運用業務	
①委託内容	健康管理システムの開発・保守・運用業務	
②委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	ミツイワ株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	契約書の中で、再委託しようとする場合は、書面において再委託の理由、再委託先、再委託業務の範囲を明らかにしたうえで、市の承諾を得なければならない旨規定している。
	⑥再委託事項	システム改修作業
委託事項2～5		
委託事項2		
①委託内容		
②委託先における取扱者数	[] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名		
再委託	④再委託の有無 ※	[] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 ※

セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物内のうち、さらに入退館管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。サーバへのアクセスにはID/パスワードによる認証が必要となる。

7. 備考

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

(住民情報テーブル)

1、健管番号2、住民番号3、生年月日 4、性別5、氏名 6、氏名カナ 7、続柄1 8、続柄2 9、続柄3
10、続柄4 11、郵便番号 12、郵便局コード 13、住所 14、方書15、世帯番号 16、世帯主名17、電話番号18、電話番号使用フラグ
19、自宅電話番号20、携帯電話番号21、勤務先電話番号22、FAX番号23、E-Mail 24、E-Mail使用フラグ 25、PCE-Mail 26、携
帯E-Mail27、連絡先備考 28、検索用_電話番号 29、検索用カナ_姓 30、検索用カナ_名 31、カスタマバーコード 32、住所コード
33、行政区コード 34、地区コード 35、小学校コード 36、中学校コード 37、支所コード38、管轄区域コード 39、削除区分 40、住民区
分 41、住民登録区分 42、未登録外字区分 43、異動日 44、異動事由 45、異動届出日 46、住民となった日 47、住民となった事由
48、住民でなくなった日 49、住民でなくなった事由 50、住所を定めた日 51、異動フラグ 52、国保資格区分 53、国保資格証 54、国保
記号番号 55、国保資格取得日 56、国保資格取得事由 57、国保資格喪失日 58、国保資格喪失事由 59、国保異動日 60、国保異動
事由 61、国保送付先住所使用フラグ 62、国保送付先郵便番号 63、国保送付先住所 64、国保送付先方書 65、国保送付先カスタ
マバーコード 66、後期記号番号 67、後期資格取得日 68、後期資格取得事由 69、後期資格喪失 70、後期資格喪失事由 71、後期異
動日 72、後期異動事由 73、介護認定ランク 74、介護保険認定番号
75、介護保険認定日 76、介護保険認定終了日 77、生保資格区分 78、生保資格取得日 79、生保資格喪失日 80、非課税区分 81、特
徴区分 82、対象年 83、市民税額 84、所得税額 85、乳幼児医療資格区分 86、乳幼児医療番号 87、乳幼児医療資格取得日 88、乳
幼児医療資格喪失日 89、外国人登録番号 90、外国人国籍番号 91、外国人氏名カナ 92、外国人氏名漢字 93、外国人通称名カナ
94、外国人通称名漢字 95、外国人通称名選択サイン 96、外国人住民となった日 97、外国人居住地登録届出日 98、外国人居住地
登録事由 99、外国人居住地移転日 100、外国人消除事由発生日 101、外国人消除事由 102、外国人消除事由日 103、外国人在留
区分 104、外国人在留資格 105、外国人在留開始日 106、外国人在留終了日 107、外国人在留許可日 108、異動前カナ 109、異動
前氏名 110、異動前住所コード 111、異動前住所 112、異動前郵便番号 113、異動前世帯主カ 114、異動前世帯主名 115、異動先カ
ナ 116、異動先氏 117、異動先住所コード 118、異動先住所 119、異動先郵便番号 120、異動先世帯主カナ 121、異動先世帯主名
122、送付先使用フラグ 123、送付先住所コード 124、送付先郵便番号 125、送付先住所 126、送付先方書 127、送付先地区コード
128、送付先支所コード 129、現住所使用フラグ 130、現住所住所コード 131、現住所郵便番号 132、現住所住所 133、現住所方書
134、現住所地区コード 135、現住所支所コード136、包括支援センター
137、送付物発送停止区分 138、送付停止解除日(国保) 139、送付停止解除日(健増) 140、送付停止解除日(介護)
141、情報提供不可フラグ142、情報提供不可理由

(予防接種テーブル)

1、健管番号 2、接種コード 3、接種日 4、接種機関コード 5、接種医コード 6、年度 7、性別 8、生年月日 9、受診時年齢数値 10、
受診時年齢文字 11、集計用月齢 12、支所コード13、地区コード 14、小学校コード 15、集計用地区コード1 16、集計用地区コード2
17、集計用地区コード3 18、集計計上日 19、集計計上年度 20、請求日 21、自己負担区分(支払用) 22、支払済フラグ 23、支払日
24、新規レコード作成者 25、新規レコード作成日時 26、新規レコード端末 27、新規レコードプログラム 28、最終レコード更新者
29、最終レコード更新日時 30、最終レコード端末 31、最終レコードプログラム 32、地域保健・受診区分 33、計上区分 34、接種区分
35、接種量 36、製造メーカー 37、ロット番号 38、徴収区分 39、行政措置 40、備考 41、接種日不明区分 42、ハイリスク区分
43、三種混合区分 44、ツ反BCG区分 45、OCR登録時連番 46、市外フラグ 47、初診フラグ 48、同時接種フラグ 49、同時接種処理
フラグ 50、【マイナンバー】副本対象 51、(海老名)登録日 52、移行フラグ 53、(海老名)移行用集団接種医コード 54、(海老名)集
計用年齢(999) 55、(海老名)年齢区分(5歳) 56、(海老名)年齢区分(10歳) 57、会場名 58、接種医(自由記載)

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
健康管理ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><運用における措置> 実際に接種をした者に限り、接種履歴の管理を行う。 保健システムの利用者はIDとパスワードで管理しており、特定の職員や作業従事者のみ照会できる。</p> <p><保健システムにおける措置> ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、利用可能機能の権限設定及び制限により、権限が無い者による目的外の入手を防止している。</p> <p><個人情報テーブル> ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、利用可能機能の権限設定及び制限により、権限が無い者による目的外の入手を防止している。</p> <p><共通基盤システムにおける措置> 共通基盤システムでは、団体内統合宛名番号の付番にあたり、個人番号で一意に識別することで、個人に対して複数の団体内統合宛名番号は付番されないため、団体内統合宛名番号は団体内において個人と1対1対応となる。また共通基盤システムでは、ユーザあるいはグループ単位でアクセス権限を付与でき、不必要な情報へのアクセスを防止する。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>

特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>1 不適切な方法で入手が行われるリスクへの措置 医療機関から送付される予診票を受け取る際に、予防接種業務とそれ以外の業務に関する書面を同時に受付する場合があるため、予診票等を明確に分けるなどの対策を行い、予防接種業務で入手した情報を他業務へ転用しないよう防止に努める。</p> <p>2 入手した特定個人情報が不正確であるリスクへの対応 予診票の基本情報を予防接種システムと照合することにより個人の特定を行い、本人確認の徹底に努める。</p> <p>3 入手の際に特定情報が漏えい・紛失するリスクへの措置 予防接種システムは、入手元のシステムと専用回線で接続しており、情報漏えい措置を講じている。また、予診票は事務処理の段階ごとに事務室内に保管場所を定め、処理後は鍵付の文書キャビネット及び書庫に保管することで、情報漏えい措置を講じている。</p>	

3. 特定個人情報の使用

リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<p><保健システムにおける措置> ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、利用可能機能の権限設定及び制限により、権限が無い者による目的外の入手を防止し事務の内容によって権限を細かく変更している。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク

ユーザ認証の管理	<p>[行っている]</p> <p><選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	<p><健康管理システムにおける措置> ①システムを使用する必要がある職員を特定し、ICカードによる認証を実施しており、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することにより、権限のないものによって不正使用されないための対策を実施している。 ②ログイン認証で使用するICカードについて、職員各自で厳重な管理を徹底する。</p>

その他の措置の内容	なりすまし防止策への対応として、一定時間経過で再度カード認証が必要となる仕組みを実装している。
リスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 20px;">[十分である]</div> <div style="text-align: left;"> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p> </div> </div>
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>従業員が事務外で使用するリスク及び、特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクへの措置 システムへのログイン記録、個人を特定した検索及び特定後の操作ログの記録を行う。操作者は個人まで特定できるよう記録する。</p>	

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)	
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバソフトウェアにおける措置></p> <p>1. 中間サーバの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作やオンライン連携を抑制する仕組みになっている。</p> <p>2. 情報連携においてのみ、個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p><中間サーバプラットフォームにおける措置></p> <p>1. 中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワークを利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>2. 中間サーバプラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバプラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。</p> <p>3. 特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバプラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p> <p>4. 中間サーバと団体については、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することにより安全性を確保している。</p> <p><中間サーバの運用における措置></p> <p>1. 中間サーバの職員認証・権限設定において、人事異動や権限変更等が発生した場合は、人事情報を適宜反映することで、正確性を担保している。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク2: 不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバ・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。</p> <p>②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>④中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。</p> <p>(※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p><中間サーバソフトウェアにおける措置></p> <p>①中間サーバの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作やオンライン連携を抑制する仕組みになっている。</p> <p>②情報連携においてのみ、個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p><中間サーバプラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワークを利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>②中間サーバプラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバプラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。</p> <p>③特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバプラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p> <p>④中間サーバと団体については、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することにより安全性を確保している。</p> <p><中間サーバの運用における措置></p> <p>①中間サーバの職員認証・権限設定において、人事異動や権限変更等が発生した場合は、人事情報を適宜反映することで、正確性を担保している。</p>	

7. 特定個人情報の保管・消去	
リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク	
①事故発生時手順の策定・周知	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 40%;">[特に力を入れて行っている]</div> <div style="width: 55%;"> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない </div> </div>
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 40%;">[発生なし]</div> <div style="width: 55%;"> <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし </div> </div>
その内容	
再発防止策の内容	
その他の措置の内容	

リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 特に入れている] <選択肢> 1) 特に入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
8. 監査	
実施の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<input checked="" type="checkbox"/> 特に入れている] <選択肢> 1) 特に入れている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	1. 個人情報を扱う職員(臨時職員、委託職員含む)に対し、初任時及び随時、必要な知識の習得に資するための研修を実施するとともに、その記録を残している。
10. その他のリスク対策	

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	海老名市 市長室 文書法制課 〒243-0492 神奈川県海老名市勝瀬175番地の1 電話 046-235-4542(直通)
②請求方法	個人情報の保護に関する法律の規定に基づき、開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	
④個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	海老名市保健福祉部健康推進課 〒243-0492 神奈川県海老名市勝瀬175番地の1 電話 046(235)7880 同上 こども育成課 〒243-0422 神奈川県海老名市中新田377番地 電話 046(235)7885 同上 地域包括ケア推進課 〒243-0492 神奈川県海老名市勝瀬175番地の1 電話 046(235)4951
②対応方法	電話や窓口において受付を行い、受付帳を作成し、記録を残す。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和4年9月20日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月28日	I 基本情報 1.特定個人情報ファイルを取	《新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務》	削除	事後	
令和7年3月28日	I 基本情報	システム2 ワクチン接種記録システム(VRS)	削除	事後	
令和7年3月28日	I 基本情報 4.個人番号の利用※	《ワクチン接種記録システム(VRS)》 ○番号法上第19条第16号(新型コロナウイルス)	削除	事後	
令和7年3月28日	I 基本情報 4. 個人情報の利用 法令上の根拠	○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項別表第一の10の項及び93の2項	○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表の第14項	事後	
令和7年3月28日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の利用	《情報照会ができる根拠法令》 ○ 番号法第19条第8号 別表第二の16の2、17、18、19及び115の2の項 ○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年総務省令第7号)第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2及び第59条の2 《情報提供ができる根拠法令》 ○ 番号法第19条第8号 別表第二の16の2、16の3及び115の2の項 ○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年総務省令第7号)第12条の2、第12条の2の2及び第59条の2	《情報照会ができる根拠法令》 番号法律第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25の項 《情報提供ができる根拠法令》 番号法律第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25、26の項	事後	
令和7年3月28日	I 基本情報 6.評価実施機関における担当	地域包括ケア推進課地域包括ケア推進係	地域包括ケア推進課高齢者生きがい係	事後	
令和7年3月28日	II 特定個人情報ファイルの概要	ワクチン接種記録システム(VRS)	削除	事後	
令和7年3月28日	II 特定個人情報ファイルの概要	ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)	削除	事後	
令和7年3月28日	II 特定個人情報ファイルの概要	《新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務》	削除	事後	
令和7年3月28日	II 特定個人情報ファイルの概要	《新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務》	削除	事後	
令和7年3月28日	II 特定個人情報ファイルの概要	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム	削除	事後	

令和7年3月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) ①法令上の利用	番号法第19条第8号 別表第2の16の2、16の3、15の2項、第19条第15号 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主	番号法律第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25、26の項 番号法第19条第6号	事後	
令和7年3月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) ⑥提供方法	ワクチン接種記録システム(VRS)	削除	事後	
令和7年3月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要	<ワクチン接種記録システムにおける追加措置>	削除	事後	
令和7年3月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要	<ワクチン接種記録システムにおける追加措置>	削除	事後	
令和7年3月28日	(別添1)ファイル記録項目	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目>	削除	事後	
令和7年3月28日	Ⅲ リスク対策 2. 特定個人情報の入手	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置>	削除	事後	
令和7年3月28日	Ⅲ リスク対策 2. 特定個人情報の入手	<ワクチン接種記録システムにおける追加措置>	削除	事後	
令和7年3月28日	Ⅲ リスク対策 3. 特定個人情報の使用	<ワクチン接種記録システムにおける追加措置>	削除	事後	
令和7年3月28日	Ⅲ リスク対策 3. 特定個人情報の使用	<ワクチン接種記録システムにおける追加措置>	削除	事後	
令和7年3月28日	Ⅲ リスク対策 3. 特定個人情報の使用	<ワクチン接種記録システムにおける追加措置>	削除	事後	
令和7年3月28日	Ⅲ リスク対策 3. 特定個人情報の使用	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置>	削除	事後	
令和7年3月28日	Ⅲ リスク対策 4. 特定個人情報取り扱いの	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置>	削除	事後	
令和7年3月28日	Ⅲ リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消	<ワクチン接種記録システムにおける措置>	削除	事後	
令和7年3月28日	Ⅲ リスク対策 9. 従業者に対する教育・啓発	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置>	削除	事後	
令和7年3月28日	Ⅲ リスク対策 10. その他のリスク対策	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置>	削除	事後	
令和7年3月28日	Ⅳ開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・	海老名市個人情報保護条例	個人情報の保護に関する法律	事後	
令和7年3月28日	Ⅳ開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取	電話 046(235)4950	電話 046(235)4951	事後	
令和8年2月4日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要	富士通株式会社	ミツイワ株式会社	事後	